

# 岐阜県立飛騨神岡高等学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

#### 法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・本校は、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態に真摯に対処する。

### (2) いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと（あだ名含む）を言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品（教材等）を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇けんかやふざけ合い 等

- ◆その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

### (3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- ・いじめ問題は解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

◇本校は、次のような組織を設置する。

【組織の名称】

飛騨神岡高等学校「いじめ対策委員会」

【組織の構成員】

- ・ 学校関係者…校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、各学年主任、生徒指導部生徒指導担当、生徒指導部教育相談担当
- ・ 第三者………スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、育友会会長、地域代表等

※校長が会を司る。会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

【組織の運営】

- ・ 年2回（5月・11月）「いじめ対策委員会」を開催する。  
第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。  
第2回は、前期における取組の成果と課題を洗い出し、後期の取組について更なる充実を図り、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
- ・ 重大事態発生時には、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、事態の対応に当たる。

### (2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・ 教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整備し、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・ 外部評価を定期的に実施し、自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- ・ 教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談や職員研修会を実施する。

【生徒指導部】

- ・ 全職員の共通理解のもと、あらゆる機会をとらえて生徒一人一人を正しく深く理解し、いじめの未然防止に努める。
- ・ 全教育活動を通して人間としての基本的な規範意識を体得できるよう指導に努め、社会的な規範に反する行動には毅然とした態度で指導に当たる。
- ・ 職員間の連携を密にして、生徒に関する情報収集に努めるとともに心配な生徒については早い段階で家庭に連絡（電話又は訪問）をする。
- ・ 年4回（5月、6月、10月、12月）居心地度調査を実施し、生徒の情報収集に努める。
- ・ 年2回（5月、8月）教育相談週間を設定し、全生徒との個人面談を実施して、相談する機会を設ける。
- ・ 教育相談室利用推進及び校外の相談窓口について、文書で定期的に広報する。
- ・ 心理検査や性格検査等を有効に活用する。
- ・ 情報モラルに関する指導を実施する。
- ・ 外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）と定期的に情報連携を図る。
- ・ MSリーダーズ活動等の体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ 各種健康管理活動を通して、生命尊重の意識の高揚を図る。
- ・ 保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけではなく、心の相談活動も推進する。
- ・ スクールカウンセラー等を活用し、いじめの早期発見・早期対応及び未然防止に役立てる。

【教務部】

- ・ 授業規律の確立を推進するとともに、学習環境を定期的に点検・整備する。
- ・ 各教科の授業研究を推進し、「わかる授業」を実践する。
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化を推進する。

- ・ホームルーム活動や生徒会活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- ・部活動に自主的、積極的に取り組み、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としての規範意識の高揚を図る。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。

【進路指導部】

- ・進路実現に向けて、段階的に各種情報を提供し、目的意識をもたせる指導をする。
- ・インターンシップや社会人講話、懇談会を通して、望ましい勤労観・職業観を育成する。
- ・育友会総会や地区懇談会において、いじめ防止に向けた研修を開催する。
- ・家庭や地域との緊密な連携により、校外生活指導や教育環境の整備と充実を図る。

(3) 年間計画(いじめ防止プログラム)

月	行 事	目 的	内 容
4	新入生オリエンテーション	よりよい学校生活を送る	学習、生徒指導、教育相談、特別活動等
	第1回居心地度調査	いじめの早期発見と対応	記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
5	第1回「いじめ対策委員会」	いじめの未然防止と対応	現状の確認、基本方針の検討、年間計画の決定
	第1回いじめ防止職員研修会	いじめの未然防止と早期発見	基本方針の確認、気になる生徒についての情報交換
	心理検査	学校不適応生徒への対応	SERAPLUS 検査の実施
	第1回 教育相談週間	不安や悩みの解消	担任と生徒の二者面談の実施 校内外の相談窓口の周知
6	地区懇談会	生徒の健全な成長を図る	保護者に対するいじめに関する研修
	第2回いじめ防止職員研修会	いじめの未然防止と早期発見	いじめに関する研修
	第2回居心地度調査	いじめの早期発見と対応	記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
7	夏季三者懇談	学校・家庭との情報共有	家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 校内外の相談窓口の周知
8	第2回 教育相談週間	不安や悩みの解消	担任と生徒の二者面談の実施
9	第3回いじめ防止職員研修会	いじめの未然防止と早期発見	いじめに関する研修
10	第3回居心地度調査	いじめの早期発見と対応	記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
11	第2回「いじめ対策委員会」	いじめの未然防止と対応	いじめ防止の取り組みの検証と課題
12	第4回居心地度調査	いじめの早期発見と対応	記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
	人権に関する全校統一LHR	人権感覚を豊かにする	全クラスで人権をテーマにしたLHRの実施
	冬季三者懇談	学校・家庭との情報共有	家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 校内外の相談窓口の周知
	第4回いじめ防止職員研修会	いじめの未然防止と早期発見	いじめ防止対策委員会の報告と後期の課題確認
2	第5回いじめ防止職員研修会	いじめの未然防止と早期発見	現状の点検と次年度に向けての方針

※県教委が、年3回いじめ調査を実施(7月、12月、3月)

※毎月の職員会議後に、「生徒情報交換会」を実施する。

### 3 いじめ問題発生時の対処（対応マニュアル）

#### （1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

##### [対応する組織]

- ・生徒指導部会及び生徒指導委員会  
※生徒指導委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、生徒指導部生徒指導担当、生徒指導部教育相談担当、当該生徒の担任・学年主任・部顧問等とする。  
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

##### [対応手順]

- ・速やかに、「いじめ対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。  
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。  
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。  
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・被害生徒、加害生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）  
※問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

#### （2）「重大事態」と判断された時の対応

##### [対応手順]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

##### [事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### 4 いじめ解消の定義

##### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- 相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

#### 5 情報等の取扱い

##### (1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データ（心理検査、居心地度調査等）の原本等の一次資料の保存期間は、当該生徒が卒業するまでとし、その結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

##### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

策定日 平成26年 4月 1日

改定日 平成29年10月 2日